

# 公立大学法人大阪教職員給与規程

制 定 平成31. 4. 1 規程 40

最近改正 令和 5. 12. 20 規程223

## 第 1 章 総則

### (趣旨等)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 57 条の規定に基づき、教職員（就業規則第 2 条第 1 項に規定する教職員のうち就業規則第 57 条第 4 号に掲げるものをいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

### (給与の種類)

第 2 条 教職員の給与は、給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及びクロスアポイントメント手当とする。

## 第 2 章 給料の支給基準

### (給料)

第 3 条 教職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

### (給料表)

第 4 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表(1) (別表第 1)
- (2) 一般職給料表(2) (別表第 2)
- (3) 教育職給料表 (別表第 3)
- (4) 看護職給料表(1) (別表第 4)

### (職務の級の決定)

第 5 条 教職員の職務の級（給料表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、公立大学法人大阪教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の定めるところにより決定する。

### (初任給の決定)

第 6 条 新たに教職員となった者の号給は、昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。

### (昇格等による給料決定)

第 7 条 教職員が 1 の職務の級から他の職務の級に移った場合又は 1 の職から同じ職務の

級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇給等規程の定めるところにより決定する。

#### (昇給)

第8条 教職員の昇給は、昇給等規程に定める日に、同規程で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、同規程に定める基準に従い決定するものとする。

2 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

3 休職となった教職員が復職したときその他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、昇給等規程で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

#### (給料の調整額)

第9条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、給料表の給料月額をもって給料とすることが適当でないとき認められるときは、調整額を支給する。

2 前項の規定により調整額を支給する教職員は別表第5に定める者とし、支給額は同表の支給額欄に定める額とする。

3 前2項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

#### (給料支給の始期及び終期)

第10条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。

2 教職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第38条第8項及び第39条から第42条までの規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。

(1) 次号から第5号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。

(2) 離職又は死亡の日に第45条第3項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。

(3) 就業規則第31条(第2号及び第8号に掲げる場合を除く。)の規定により解雇とされた者及び就業規則第53条第5号の規定により懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。

(4) 公立大学法人大阪教職員退職手当規程第4条の適用を受ける者については、その離職の日までの給料を支給する。

(5) 就業規則第18条の転籍出向の命令に応じて退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

(6) その他公立大学法人大阪(以下「本法人」という。)の要請に応じて人事交流等のため退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

(7) 前各号に掲げるもののほか、当該教職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給する。

3 離職した教職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50条）に基づき大阪府（以下「府」という。）又は大阪市（以下「市」という。）から派遣されていた者が、本法人のみと雇用契約を結ぶ教職員となるために府又は市を退職した場合を含む。）が即日又はその翌日教職員になった場合の給料支給については、引き続き在職するものとみなすことができる。

#### （給料の日割計算）

第11条 前条の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日（公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）に規定する休日をいう。）の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

### 第3章 諸手当の支給基準

#### （管理職手当）

第12条 管理又は監督の地位にある教員には、管理職手当を支給する。

2 前項に規定する教員は、別表第6に掲げる職にある者とし、同表の区分欄に定める区分に応じて、次の各号に定める額の管理職手当を支給する。

- (1) 1種 106,800円
- (2) 2種 96,100円
- (3) 3種 74,800円
- (4) 4種 64,100円
- (5) 5種 32,000円
- (6) 6種 21,300円

3 管理職手当を受ける職を2以上兼ねる場合には、区分が最も上位である職に対する管理職手当を支給するものとし、当該職以外の職に対する管理職手当は支給しない。

#### （管理職手当の始期、終期及び日割計算）

第13条 月の中途において、管理職手当を受けるべき職に採用され又は管理職手当を支給すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当を支給し、管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当の額を改定し、退職し又は管理職手当を支給すべき事由が消滅した場合はその日から管理職手当を支給しない。

2 前項の場合の管理職手当の計算にあたっては、第11条の規定を準用し、日割計算する。

#### （職務負担手当）

第14条 法令に定められる職務等に従事する教職員のうち、その職務の複雑、困難又は責

任の度に一定の給与上均衡の配慮が求められるものであって、かつその職務の特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに対しては、職務負担手当を支給する。

- 2 前項の規定により職務負担手当を支給する教職員の範囲、職務負担手当の支給額その他職務負担手当の支給に関し必要な事項については、公立大学法人大阪教職員職務負担手当規程（以下「職務負担手当規程」という。）に定める。

#### （初任給調整手当）

第 15 条 次の各号に掲げる職に新たに採用された教職員には、公立大学法人大阪教職員初任給調整手当規程（以下「初任給調整手当規程」という。）に定める期間及び額の範囲内で、採用の日（第 1 号に掲げる職に係るものにあつては、採用後、初任給調整手当規程に定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当を支給する。

- (1) 医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事する教員のうち、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する医師免許証（以下同じ。）又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）に規定する歯科医師免許証を有するもの
  - (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事する教員のうち、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）に規定する獣医師免許証を有するもの
  - (3) 前 2 号の職以外の職で特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので初任給調整手当規程に定めるもの
- 2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
  - 3 前 2 項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給額については、初任給調整手当規程に定める。

#### （扶養手当）

第 16 条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、教職員と生計を一にし、かつ、主としてその教職員の収入により生計を維持するものをいう。
  - (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
  - (3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
  - (4) 60 歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
  - (6) 心身に著しい障害がある親族
- 3 扶養手当の月額額は、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（教

育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級である者（以下「4級教員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、6,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

#### （扶養の届出）

第17条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

#### （扶養手当支給の始期及び終期）

第18条 扶養手当は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においては、その教職員となった日から、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある4級教員が4級教員以外の教職員となった場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（前条第1号に該当する事実が生じた扶養親族の誕生日が4月1日であるときは、その事実が生じた日の属する月）から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

- 2 扶養手当は、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある教職員で4級教員以外のものが4級教員となった場合又は教職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日（第16条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。
- 3 月の途中において扶養手当が発生し、又は消滅した場合におけるその月の扶養手当の支給額の計算については、第11条の規定を準用し、日割計算する。

#### (地域手当)

第 19 条 教職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、給料の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 11.8 (東京都の特別区に在勤する教職員にあっては、100 分の 16) (第 38 条に規定する休職者 (ただし、第 8 項に規定するものを除く。)) については、給料、給料の調整額及び扶養手当の月額の合計額) を乗じて得た額とする。

#### (地域手当の始期及び終期)

第 20 条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され又は退職した場合の地域手当については、第 10 条及び第 11 条の規定を準用して、計算する。

#### (住居手当)

第 21 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して支給する。ただし、公立大学法人大阪教職員住居手当規程 (以下「住居手当規程」という。) で定める教職員については、この限りでない。

- (1) 自ら居住するため住宅 (貸間を含む。次号において同じ。) を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っている教職員
  - (2) 第 25 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当規程に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、28,000 円 (前項第 1 号に掲げる教職員のうち同項第 2 号に掲げる教職員でもあるものにあつては、その額に 2 分の 3 を乗じて得た額) を超えない範囲内において、同項各号に掲げる教職員の区分に応じて住居手当規程で定める。

#### (住居の届出)

第 22 条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 前条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 住居手当を受けている教職員の住居、家賃の額その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

#### (住居手当支給の始期及び終期)

第 23 条 住居手当の支給は、教職員が新たに第 21 条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、教職員が同項の要件を欠くに至った日の属する月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、そ

の日の属する月) から行うものとする。

- 2 住居手当は、これを受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合(同額に改定する場合を含む。) について準用する。

#### (通勤手当)

第 24 条 通勤手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。ただし、公立大学法人大阪教職員通勤手当規程(以下「通勤手当規程」という。) で定める教職員については、この限りでない。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。) を負担することを常例とする教職員
  - (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で、通勤手当規程で定めるもの(以下「自転車等」という。) を使用することを常例とする教職員
- 2 通勤手当の額は、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として通勤手当規程で定める期間をいう。以下同じ。) の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき通勤手当規程で定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間(当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。) につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
    - (1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
    - (2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
  - 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
  - 4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。

#### (単身赴任手当)

第 25 条 事業場を異にする配置転換又は勤務する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他公立大学法人大阪教職員単身赴任手当規程(以下「単身赴任手当規程」という。) で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該配置転換又は事業場の移転の直前の住居から当該配置転換又は事業場の移転の直後に勤務する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常

況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000 円（単身赴任手当規程で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

#### （単身赴任手当の届出）

第 26 条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに前条第 1 項又は第 3 項の教職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

#### （単身赴任手当支給の始期及び終期）

第 27 条 第 23 条の規定は、単身赴任手当の支給について、準用する。

#### （特殊勤務手当）

第 28 条 教職員が次に掲げる特殊な勤務に従事した場合において、その勤務に対し給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるときは、その勤務の特殊性にかんがみ、業務能率及び技能の高揚に応ずるように定めた特殊勤務手当を支給することができる。

- (1) 身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与える勤務
  - (2) 過度の疲労又は不快を伴う勤務
  - (3) 著しく複雑又は困難な勤務その他通常の勤務と異なった特殊な勤務
- 2 特殊勤務手当の種類及び支給される教職員の範囲並びにその額は、公立大学法人大阪教職員特殊勤務手当規程（以下「特殊勤務手当規程」という。）で定める。

#### （時間外勤務手当）

第 29 条 勤務時間等規程第 2 章又は第 3 章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられて勤務した教職員には、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、所定の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 勤務時間等規程第 8 条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の勤務（第 2 号に掲げるものを除く。） 100 分の 125



- (2) 休日以外の日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの  
100 分の 150
  - (3) 休日の勤務（第 4 号に掲げるものを除く。） 100 分の 135
  - (4) 休日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの 100 分の  
160
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第 9 条後段の規定による勤務時間の割振変更により、所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 月について 45 時間を超え 60 時間以下の教職員には、その 45 時間を超え 60 時間以下勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155）
  - (2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 30
- 4 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 年間（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）について 360 時間を超えた教職員には、その 360 時間を超えて勤務した全時間（次項に掲げる時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155）
  - (2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 30
- 5 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 月について 60 時間を超えた教職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）
  - (2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 50
- 6 時間外勤務手当の計算において、勤務の区分が前各項に重複して該当するときは、最も

高い支給割合によるものとする。

- 7 前項までの規定にかかわらず、勤務時間等規程第3章の規定が適用される教職員の時間外勤務手当の支給については、別に定める。

**(夜間勤務手当)**

第30条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した教職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

**(管理職員深夜勤務手当)**

第31条 勤務時間等規程第15条の規定の適用を受ける教職員（以下「管理監督者」という。）が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を管理職員深夜勤務手当として支給する。

- 2 前2条の規定は、管理監督者には適用しない。

**(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額)**

第32条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

「給料(調整額含む)の月額」+「管理職手当の月額」+「これらに対する地域手当の月額」  
+「初任給調整手当の月額」+「職務負担手当の月額」

「週勤務時間」×52/12

- 2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

「週勤務時間」=「週所定勤務時間」-「週所定勤務時間」×「年間祝日等日数」÷365

- 3 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

- 4 第2項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

**(時間外勤務手当等の計算)**

第33条 前4条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

- 2 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げる。

#### (宿日直手当)

第 34 条 勤務時間等規程第 18 条に規定する宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命じられて勤務した教職員には、次の各号に掲げる勤務 1 回につき、当該各号に定める金額を宿日直手当として支給する。

- (1) 勤務時間 5 時間未満の場合 3,350 円
- (2) 勤務時間が午前 9 時から午後 1 時までの場合 3,350 円
- (3) 理事長が定める勤務に従事する場合 理事長が定める金額

2 前 5 条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第 29 条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

#### (時間外勤務手当等の特例)

第 35 条 監視又は断続的勤務に従事する教職員については、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について、その勤務の特殊性に基づき、前 6 条の規定にかかわらず、別段の定めをすることがある。

#### (クロスアポイントメント手当)

第 36 条 本法人及び他機関の教員等の双方の身分を有しながら本法人及び他機関の業務を行う教職員（以下「クロスアポイントメント教職員」という。）には、本法人と他機関の間で締結する協定において、本法人が給与を一括支給する場合に支給すべき給与の額が、クロスアポイントメント制度の適用がないものとした場合における給与相当額を上回るときは、その差額相当額をクロスアポイントメント手当として支給することがある。

2 前項のほか、クロスアポイントメント制度の適用期間において、特段の事情があるときは、本法人はクロスアポイントメント教職員に対して必要な補てんを行うためにクロスアポイントメント手当を支給することがある。

### 第 4 章 期末手当及び勤勉手当

#### (期末手当及び勤勉手当)

第 37 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する教職員には、公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末手当規程」という。）に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

### 第 5 章 休職者等の給与

#### (休職者の給与)

第 38 条 就業規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定により休職となった者（次項及び第 3 項に定めるものを除く。）に対しては、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの 100 分の 80 を支給

- し、満1年を超えてからは、給与を支給しない。
- 2 結核性疾患にかかり就業規則第21条第1項第1号の規定による休職となった者に対しては、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。満2年を超えてからは、給与を支給しない。
  - 3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により就業規則第21条第1項第1号の規定による休職となった者に対しては、給与の全額を支給する。
  - 4 就業規則第21条第1項第2号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
  - 5 就業規則第21条第1項第3号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。
  - 6 就業規則第21条第1項第4号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。
  - 7 就業規則第21条第1項第5号の規定による休職者に対しては、その休職期間中、その者が本法人において勤務した場合に受けるべき給与から出向先から受け取った給与を差し引いた額以内の給与を支給することがある。
  - 8 就業規則第21条第1項第6号の規定による専従休職（以下「専従休職」という。）となった教職員には、その間、給与を支給しない。
  - 9 就業規則第21条第1項第7号の規定により休職となった場合で、理事長が必要と認めるときは、理事長が必要と認める期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
  - 10 前各項に規定するもののほか、休職となった教職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （停職者の給与）

第39条 就業規則第53条第3号の規定による停職（以下「停職」という。）とされた教職員には、その間、給与を支給しない。

#### （育児・介護休業者の給与）

第40条 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

#### （育児短日数勤務の期間中の給与）

第 41 条 育児・介護休業規程に規定する育児短日数勤務をしている教職員のその間の給与については、公立大学法人大阪育児短日数勤務をしている教職員の給与に関する規程に定めるところによる。

**(自己啓発等休業者の給与)**

第 42 条 公立大学法人大阪教職員の自己啓発等休業に関する規程に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

**(業務傷病休業等の間の給与)**

第 43 条 就業規則第 47 条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）となった教職員には、その間、給与の全額を支給する。

**(休職前後の給与支給の変更)**

第 44 条 教職員が月の中途において、前 6 条に規定する休職、停職、育児休業、出生時育児休業、介護休業、育児短日数勤務、自己啓発等休業又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当は、第 11 条に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

- 2 前項の場合において、通勤手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当の計算については、それぞれ通勤手当規程、特殊勤務手当規程及び期末手当規程において定める。
- 3 月の初日から引き続いて休職等となっていたものが、月途中で復職等となった場合は、その教職員にかかる給料をその日以後速やかに支給するものとする。

## **第 6 章 給与の減額**

**(給料の減額)**

第 45 条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第 20 条に規定する年次有給休暇
- (2) 勤務時間等規程第 27 条第 1 項に規定する特別休暇
- (3) 就業規則第 62 条第 2 項及び第 63 条第 2 項並びに勤務時間等規程第 31 条に規定する病気休暇
- (4) 勤務時間等規程第 33 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- (5) 就業規則第 19 条に規定するクロスアポイントメント制度による出向の期間における出向先での所定の勤務日（出向先から当該所定の勤務日について給与を受けていないと認められる場合で、この項により給料を減じることとなる事由に相当する事由がないときに限る。）

- (6) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない1日につき1日当たりの給料の額の100分の50をその者に支給すべき給料の額から減額する。
- (1) 勤務時間等規程第31条に定める病気休暇の期間及び就業規則第62条第1項第2号(同号に準ずる者として第3号の適用を受ける者を含む。以下同じ。)により就業を禁止され同条第2項の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続く休日、就業規則第44条の欠勤(心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1日未満の欠勤は1日とみなす。)の期間が引き続き90日を超える場合
- (2) 就業規則第63条第2項による病気休暇の期間が引き続き1年を超える場合
- 4 前項各号に掲げる病気休暇(前項第1号にあってはその後に引き続く欠勤の期間を含む。以下同じ。)により引き続き勤務しない期間(以下「病気休暇等の期間」という。)の期間の計算にあたって、病気休暇等と病気休暇等の間の期間(以下「休暇間の期間」という。)がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合は、前後の病気休暇等の期間は通算しない。
- (1) 休暇間の期間に勤務した日(1日未満の欠勤及び宿日直勤務を除く。以下同じ。)がない場合  
当該休暇間の期間及びその前後の病気休暇等の期間を病気休暇等の期間とする。
- (2) 休暇間の期間に勤務した日がある場合  
当該休暇間の期間が90日未満(休暇間の期間の直前の病気休暇等の期間に精神疾患によるものであると認められる病気休暇が含まれる場合は180日未満)である場合は、その前後の病気休暇等の期間を通算する。
- (勤務1日又は1時間当たりの給料額)**
- 第46条 前条第1項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料(調整額を含む)の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。
- 2 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。
- 「給料(調整額を含む)の月額」  

$$\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12$$
- 3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。  

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$
- 4 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。
- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

5 第3項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

#### (給料の減額の方法)

第47条 第45条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の給料から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

#### (管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当の減額)

第48条 教職員が所定の時間勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1日当たりの管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当を、その者に支給すべき管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当から減額する。

(1) 勤務時間等規程第20条に規定する年次有給休暇

(2) 勤務時間等規程第27条第1項に規定する特別休暇

(3) 勤務時間等規程第33条第1項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間

2 勤務成績が著しく不良である教職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。

3 第1項の勤務1日当たりの手当額の計算にあたっては、第46条第1項の規定を準用して計算する。

#### (地域手当の減額)

第49条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、地域手当のうち給料及び給料の調整額の月額にかかる部分については、第45条及び第46条の規定を準用し、減額する。

2 地域手当のうち、管理職手当にかかる部分については、第48条の規定を準用し、減額するものとする。

#### (扶養手当、住居手当、単身赴任手当の減額)

第50条 第45条の規定により給料を減額する場合であっても、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は減額しない。

## 第7章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

### (計算期間)

第51条 給与は、本規程、通勤手当規程、特殊勤務手当規程、期末手当規程その他本規程の関係規程(以下「本規程等」という。)において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

### (支払日)

第 52 条 給与は、本規程等において別に定める場合を除き、給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポイントメント手当については、翌月の支給日に支給する。

2 前項に定める給与の支給日は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

(1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日等」という。） その翌日

(2) 日曜日でその翌日が祝日等であるもの その前々日

(3) 土曜日 その前日

**（退職者等への給与支払）**

第 53 条 給与の支給日（以下「支給日」という。）後において新たに教職員となった者及び支給日前において離職し、又は死亡した教職員に係る給与については、その日以後速やかに支給するものとする。

**（非常時の給与支払）**

第 54 条 教職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合においては、第 51 条及び第 52 条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

(1) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合

(2) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合

(3) 教職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により 1 週間以上にわたって帰郷する場合

**（給与の支払方法）**

第 55 条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、教職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該教職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのあるもののほか、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を給与から控除することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント教職員の給与の支払方法については、公立大学法人大阪クロスアポイントメント制度に関する規程第 7 条に定める協定に基づき、別段の取扱いをすることができるものとする。

## **第 8 章 再雇用職員の給与**

**（再雇用職員の給与）**



第 56 条 次条に定義する再雇用職員の給与について、本章に定めのある事項はその定めによるものとする。

2 再雇用職員の給与は、給料、職務負担手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(定義)

第 57 条 再雇用職員とは、公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）の適用を受ける者をいい、この規程における次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 2 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 38 時間 45 分である者をいう。

(2) パートタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 3 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 37 時間 30 分を超えない者をいう。

(給料)

第 58 条 再雇用職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 新たに再雇用職員となった者の給料月額を、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職員 その者が占める職務に適用される給料表及び職務の級の再雇用の欄に掲げる金額

(2) パートタイム再雇用職員 前号の金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）

1 週当たりの所定勤務時間

38.75

(職務負担手当)

第 58 条の 2 第 14 条の規定にかかわらず、パートタイム再雇用職員の職務負担手当の支給額は、職務負担手当規程第 3 条から第 10 条までの規定による金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。

1 週当たりの所定勤務時間

38.75

(昇格)

第 59 条 再雇用職員は、昇格しない。

(昇給)

第 60 条 再雇用職員は、昇給しない。

(通勤手当)

第 61 条 再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより通勤手当を支給する。

- (1) 所定勤務日数が週4日以上の者 第24条の規定を準用する。
- (2) 所定勤務日数が週4日に満たない者 通勤手当の額は、次に定めるところによる。  
ただし、1月当たりの額が55,000円を超えることとなる場合については、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- ア 交通機関を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、1月の勤務の往復にかかる回数分の利用区間にかかる片道普通乗車券の購入価格を支給する。ただし、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満のものには支給しないものとする。
- イ 自転車等を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与支給日に、使用距離に応じて1日当たり次の額を支給する。ただし、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満のものには支給しないものとする。

使用距離（片道）	1日当たりの額
5キロメートル未満	100円
5キロメートル以上10キロメートル未満	200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	350円
15キロメートル以上20キロメートル未満	490円
20キロメートル以上25キロメートル未満	630円
25キロメートル以上30キロメートル未満	770円
30キロメートル以上35キロメートル未満	910円
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,050円
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,190円
45キロメートル以上50キロメートル未満	1,280円
50キロメートル以上55キロメートル未満	1,370円
55キロメートル以上60キロメートル未満	1,450円
60キロメートル以上	1,540円

- (3) 特別の事情により、前2号の規定によることが困難であると理事長が認める者 理事長が個別に定める。

#### （時間外勤務手当）

第62条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務した再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて時間外勤務手当を支給する。

- (1) フルタイム再雇用職員 第29条の規定を準用する。
- (2) パートタイム再雇用職員 公立大学法人大阪パートタイム有期雇用教職員給与規程第32条の規定を準用する。

## 第9章 雑則

**(給与を受ける権利の処分禁止)**

第 63 条 教職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

**(給与の支給額の端数計算)**

第 64 条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

**(追給の限度)**

第 65 条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して 3 年を経過していない分に限り追給するものとする。

**(戻入の限度)**

第 66 条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払いが生じた支給日の翌日から起算して 5 年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

**(この規程により難しい場合の措置)**

第 67 条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

**(施行期日等)**

1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

**(定義)**

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
- (2) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。
- (3) 旧府大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則をいう。
- (4) 旧府大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程をいう。
- (5) 旧市大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則をいう。
- (6) 旧市大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程をいう。
- (7) 府大承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に旧府大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
- (8) 市大承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に旧市大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。

- (9) 府大区分教職員 この規程が適用される教職員で、本法人採用の日に中百舌鳥事業場、羽曳野事業場、りんくう事業場及び法人事務局事業場で勤務するもの（再雇用規程の適用を受ける者並びに前2号及び次号の教職員を除く。）をいう。
- (10) 市大区分教職員 この規程が適用される教職員で、本法人採用の日に杉本地区事業場、阿倍野地区（医学部）事業場、阿倍野地区（医学部附属病院）事業場、阿倍野地区（MedCity21）事業場及び私市地区事業場で勤務するもの（再雇用規程の適用を受ける者並びに第7号及び第8号の教職員を除く。）及び法人事務局事業場で勤務するものうち別に定めるものをいう。
- (11) 市大区分課長代理級 市大承継教職員及び市大区分教職員（再雇用規程の適用を受ける者を除く。）のうち、昇給等規程別表第1において一般職給料表(1)4級が適用される職務にあるものをいう。

**（合併に伴う特例措置）**

- 3 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間における府大承継教職員及び府大区分教職員の給与については、第56条第1項、第57条から第60条まで並びに第63条から第66条までの規定を除き、旧府大法人給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。
- 4 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間における市大承継教職員及び市大区分教職員の給与については、第38条第3項、第43条、第56条第1項、第57条から第60条まで並びに第63条から第66条までの規定を除き、旧市大法人給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。なお、第57条第2号に定めるパートタイム再雇用職員については、第45条の規定にかかわらず、大阪市立大学短時間勤務教職員給与規程第15条の規定を準用する。
- 5 本則の規定にかかわらず、市大区分課長代理級の別に規程で定める日までの期間における給与については、別に定める。

**（給料表その他の切替えにかかる措置）**

- 6 附則第3項及び第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了及び本則の適用にかかる取扱いについては、公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程に定める。

**（経過措置）**

- 7 市大承継教職員及び市大区分教職員のうち、附則第4項の規定により（旧）公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程別表第3に規定する教育職給料表の適用を受けていた者について、附則第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了後に適用する給料表は、第4条の規定にかかわらず、附則別表第1を適用するものとし、第19条第2項中「100分の11.8」とあるのは「100分の16」とする。
- 8 府大承継教職員及び府大区分教職員のうち、附則第4項の規定により（旧）公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程別表第2に規定する教育職給料表の適用を受けていた者

について、附則第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了後に適用する給料表は、第4条の規定にかかわらず、附則別表第2を適用する。

**(60歳を超える職員の給料に関する特例)**

- 9 当分の間、職員（就業規則第2条第3項に定める職員のうち、再雇用規程の適用を受ける者を除いた者をいう。以下同じ。）の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員の受ける給料月額（この規程の規定又は他の規程の規定により給料表の給料月額よりも多い給料月額を受ける職員にあっては、当該給料月額を含む。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 10 就業規則第15条第2項本文の規定による他の職への降任をされた職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が就業規則第15条第2項本文の規定により他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日に当該職員が受けていた特定日の前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額（公立大学法人大阪教職員退職手当規程第8条第1項第1号の規定を準用して算定した退職手当基礎額に相当する額をいう。以下同じ。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定（給料月額相当額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額相当額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 12 附則第9項の規定の適用を受ける職員（附則第10項に規定する職員を除く。）であつて、異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定をされた職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、特定日において役職定年による降任をされたと仮定した場合に特定日において受けることとなる給料月額相当額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）と特定日給料月額との差額を給料として支給する。

13 附則第 10 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 9 項の規定の適用を受ける職員であって、就業規則第 15 条第 2 項ただし書きの規定により降任の時期が特定日後に延長された職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、異動日前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額と当該職員の受ける給料月額との差額を給料として支給する。

**(60 歳を超える職員の給料の調整額に関する特例)**

14 附則第 9 項の規定の適用を受ける職員に対する第 9 条の規定の適用については、当分の間、同条第 2 項中「定める額」とあるのは「定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「附則第 15 項の規定により読み替えられた前 2 項」とする。

附則別表第 1

号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	222,300	282,600	307,800	349,400
2	224,400	284,800	310,200	351,300
3	226,500	287,000	312,600	353,200
4	228,600	289,200	314,900	355,000
5	232,400	291,300	317,200	356,800
6	234,500	293,600	319,300	359,200
7	236,600	295,800	321,400	361,600
8	238,700	298,000	323,500	363,900
9	242,500	300,200	325,600	366,200
10	244,600	302,100	327,700	368,600
11	246,700	304,000	329,800	371,000
12	248,800	305,900	331,800	373,400
13	252,500	307,800	333,800	375,700
14	254,600	309,600	335,900	378,100
15	256,700	311,400	338,000	380,500
16	258,800	313,200	340,000	382,900
17	262,500	314,900	342,000	385,200
18	264,600	316,900	344,200	387,600
19	266,700	318,900	346,400	390,000
20	268,800	320,800	348,600	392,400
21	272,500	322,000	349,400	394,600

22	274,600	323,700	351,600	397,000
23	276,700	325,400	353,800	399,400
24	278,800	327,000	355,900	401,700
25	282,500	328,300	356,600	403,900
26	284,600	330,000	358,400	406,200
27	286,700	331,600	360,200	408,500
28	288,800	333,200	362,000	410,800
29	291,200	334,500	363,000	413,100
30	293,000	336,200	364,800	415,500
31	294,800	337,800	366,600	417,900
32	296,500	339,400	368,400	420,300
33	298,200	340,700	369,400	422,300
34	300,000	342,400	371,200	424,700
35	301,700	344,000	373,000	427,100
36	303,400	345,600	374,700	429,400
37	305,100	346,900	375,800	431,500
38	306,700	348,600	377,400	433,900
39	308,300	350,300	379,000	436,300
40	309,800	351,900	380,600	438,600
41	311,300	353,100	382,100	440,600
42	312,900	354,900	383,900	443,100
43	314,500	356,700	385,700	445,500
44	316,100	358,500	387,500	447,900
45	317,500	359,300	388,400	449,600
46	319,300	361,200	390,200	452,100
47	321,100	363,000	391,900	454,600
48	322,900	364,700	393,600	457,000
49	323,700	365,500	394,700	458,600
50	325,300	367,400	396,400	461,100
51	326,900	369,300	398,100	463,600
52	328,400	371,100	399,800	466,100
53	329,800	371,700	400,900	467,600
54	331,300	373,400	402,700	470,000
55	332,800	375,000	404,400	472,400
56	334,000	376,600	406,000	474,800

57	335,000	377,600	407,100	476,600
58	336,100	379,200	408,900	479,100
59	337,200	380,800	410,700	481,600
60	338,300	382,300	412,500	484,000
61	339,400	383,200	413,300	485,600
62	340,500	384,900	415,100	488,100
63	341,600	386,500	416,900	490,600
64	342,700	388,100	418,700	493,000
65	343,700	388,800	419,400	494,000
66	344,800	390,500	421,100	496,400
67	345,900	392,100	422,800	498,800
68	347,000	393,700	424,500	501,200
69	348,000	394,400	425,500	502,400
70	349,300	396,200	427,100	504,700
71	350,500	397,900	428,700	507,000
72	351,700	399,500	430,300	509,200
73	352,200	400,000	431,600	510,400
74	353,500	401,600	433,300	512,700
75	354,700	403,200	434,900	515,000
76	355,900	404,600	436,400	517,100
77	356,400	405,600	437,700	518,300
78	357,700	407,200	439,400	520,200
79	359,000	408,700	441,000	522,100
80	360,300	410,100	442,500	524,000
81	360,600	411,200	443,800	525,600
82	361,900	412,800	445,400	526,900
83	363,200	414,300	447,000	528,100
84	364,500	415,700	448,500	529,200
85	364,800	416,800	449,900	530,300
86	366,100	418,400	451,400	531,500
87	367,400	419,900	452,800	532,700
88	368,600	421,400	454,100	533,700
89	368,900	422,400	455,100	534,300
90	370,100	423,800	456,600	535,500
91	371,200	425,100	458,100	536,700



92	372,300	426,400	459,600	537,700
93	372,900	427,700	460,300	538,200
94	373,800	428,800	461,600	539,100
95	374,600	429,900	462,900	540,000
96	375,400	431,000	464,100	540,700
97	375,800	432,000	464,700	541,600
98	376,700	433,100	465,800	542,500
99	377,500	434,000	466,900	543,300
100	378,200	434,900	467,800	544,000
101	378,700	435,100	468,600	544,600
102	379,400	436,100	469,700	545,500
103	380,100	437,000	470,700	546,400
104	380,800	437,700	471,500	547,100
105	381,500	438,200	472,000	547,500
106	382,300	439,200	473,000	548,400
107	383,100	440,100	474,000	549,300
108	383,900	440,900	474,700	549,900
109	384,300	441,200	475,400	550,400
110	385,100	442,100	476,400	551,300
111	385,900	442,900	477,400	552,000
112	386,600	443,700	478,200	552,700
113	387,100	444,200	478,800	553,200
114	387,900	444,900	479,800	554,100
115	388,600	445,500	480,700	554,800
116	389,300	446,000	481,400	555,500
117	389,900	446,200	482,100	555,800
118	390,700		483,100	556,500
119	391,400		484,100	557,200
120	392,100		484,900	557,800
121	392,600		485,200	558,000
122	393,400			
123	394,100			
124	394,800			
125	395,300			
126	396,100			

127	396,800			
128	397,500			
129	398,000			
130	398,800			
131	399,600			
132	400,300			
133	400,700			
134	401,600			
135	402,500			
136	402,900			
137	403,200			

備考 この給料表は、附則第7項の適用を受ける教員に適用する。

附則別表第2

号給	1級	2級	3級	4級
1	242,900	298,900	347,000	431,300
2	245,000	301,800	350,500	433,300
3	247,000	304,700	354,000	435,500
4	248,900	307,600	357,600	437,600
5	250,700	310,500	360,100	439,500
6	252,700	313,400	363,100	442,100
7	254,700	316,300	366,100	444,600
8	256,600	319,100	369,100	447,200
9	258,500	321,500	371,900	450,000
10	260,700	324,300	374,700	452,400
11	262,900	327,100	377,400	454,800
12	265,000	329,900	380,100	457,300
13	267,100	332,400	382,800	459,700
14	270,100	335,000	385,100	462,100
15	273,000	337,600	387,400	464,700
16	275,200	339,700	389,600	467,200
17	276,200	342,000	391,800	468,900
18	278,500	344,200	393,900	471,300
19	280,900	346,300	395,900	473,700
20	283,700	348,400	397,900	476,100

21	287,200	350,300	399,800	478,000
22	290,800	352,400	401,700	480,300
23	294,500	354,500	403,600	482,300
24	297,800	356,600	405,400	484,400
25	300,500	358,100	407,200	486,200
26	303,200	360,300	408,900	488,300
27	305,900	362,100	410,500	490,400
28	308,600	364,000	412,400	492,400
29	311,300	365,900	414,400	494,400
30	313,700	367,900	416,300	496,600
31	316,100	369,800	418,000	498,700
32	318,400	371,700	419,800	500,800
33	320,700	373,600	421,600	502,600
34	322,700	375,600	423,400	504,600
35	324,700	377,500	425,200	506,600
36	326,600	379,400	427,000	508,700
37	328,500	381,300	428,800	510,800
38	330,500	383,300	430,300	512,600
39	332,500	385,200	431,800	514,300
40	334,400	387,100	433,400	516,100
41	336,300	389,000	435,100	518,000
42	337,200	390,900	436,600	519,900
43	338,300	392,800	438,000	521,700
44	339,500	394,600	439,600	523,600
45	340,400	396,400	441,300	525,300
46	341,500	398,200	442,700	526,800
47	342,500	400,000	444,100	528,500
48	343,400	401,800	445,800	530,000
49	344,300	403,500	447,300	531,700
50	345,400	405,100	448,200	533,200
51	346,400	406,600	449,200	534,600
52	347,300	408,100	450,200	536,200
53	348,200	409,600	451,400	537,600
54	349,200	411,200	452,400	538,900
55	350,100	412,500	453,100	540,100

56	350,900	414,000	454,100	541,600
57	351,700	415,700	455,000	543,000
58	352,400	417,200	456,000	543,900
59	353,200	418,700	456,800	544,700
60	354,200	420,100	457,700	545,600
61	355,200	421,500	458,600	546,500
62	356,100	422,900	459,600	547,000
63	357,000	424,400	460,500	547,500
64	357,800	425,900	461,500	548,000
65	358,600	427,300	462,500	548,300
66	359,500	428,200	463,500	548,700
67	360,300	429,400	464,400	549,100
68	361,100	430,500	465,400	549,500
69	361,900	431,600	466,100	549,900
70	362,800	432,300	466,900	550,600
71	363,600	433,100	467,700	550,800
72	364,400	433,900	468,600	550,900
73	365,200	434,700	469,600	551,000
74	366,100	435,500	470,200	551,900
75	366,900	436,100	470,900	552,700
76	367,700	436,800	471,600	553,600
77	368,500	437,700	472,400	554,500
78	369,400	438,300	472,700	555,400
79	370,200	438,800	473,000	556,400
80	371,000	439,300	473,300	557,200
81	371,800	439,700	473,500	558,100
82	372,700	440,200	473,700	
83	373,500	440,600	473,900	
84	374,300	441,200	474,100	
85	375,100	441,500	474,200	
86	375,700	442,000	474,300	
87	376,400	442,500	474,400	
88	377,100	443,000	474,500	
89	377,900	443,300	474,600	
90	378,300	443,800	474,700	

91	378,800	444,400	474,800	
92	379,400	444,900	474,900	
93	379,900	445,300	475,000	
94	380,200	445,800	475,100	
95	380,600	446,200	475,200	
96	381,100	446,600	475,300	
97	381,200	446,800	475,400	
98	381,600	446,900	475,900	
99	382,000	447,000	476,500	
100	382,400	447,100	477,200	
101	383,000	447,300	477,700	
102	383,400	447,400	478,300	
103	383,900	447,500	478,800	
104	384,400	447,600	479,300	
105	384,800	448,000	479,800	
106	385,300	448,300	480,500	
107	385,800	448,400	481,200	
108	386,300	448,500	481,800	
109	386,500	448,600	482,300	
110	387,000	448,700	483,000	
111	387,500	448,800	483,600	
112	388,000	448,900	484,200	
113	388,400	449,000	484,700	
114	388,900	449,100		
115	389,400	449,200		
116	389,900	449,300		
117	390,400	449,400		
118	390,900	449,500		
119	391,400	449,800		
120	391,900	449,900		
121	392,100	450,000		
122	392,300	450,100		
123	392,500	450,200		
124	392,800	450,700		
125	392,900	451,200		

126	393,000	451,700		
127	393,200	452,100		
128	393,400	452,700		
129	393,600	453,200		
130	393,700	453,700		
131	393,800	454,200		
132	393,900	454,700		
133	394,000	455,200		
134	394,100	455,600		
135	394,200	456,000		
136	394,300	456,400		
137	394,400	456,800		
138	394,500	457,300		
139	394,600	457,800		
140	394,700	458,300		
141	394,800	458,900		
142	394,900			
143	395,000			
144	395,100			
145	395,200			
146	395,400			
147	395,900			
148	396,400			
149	396,700			
150	397,200			
151	397,600			
152	398,100			
153	398,500			
154	399,000			
155	399,500			
156	399,900			
157	400,300			
158	400,800			
159	401,300			
160	401,700			

161	402,100			
162	402,600			
163	403,100			
164	403,600			
165	404,000			
166	404,500			
167	405,000			
168	405,500			
169	405,900			
170	406,300			
171	406,800			
172	407,300			
173	407,800			
174	408,300			
175	408,800			
176	409,300			
177	409,700			

備考 この給料表は、附則第8項の適用を受ける教員に適用する。

附 則（令和2.2.12 規程1）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年2月12日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「第1条改正後の規程」という。）第19条、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第6(2)並びに公立大学法人大阪教職員給与規程（平成31年規程第40号）附則第4項、第7項及び附則別表の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人大阪教職員給与規程の規定に基づいて平成31年4月1日から第1条改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、第1条改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（清算日）

- 4 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和2年2月17日とする。

附 則（令和2.3.31 規程50）

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**(追給の限度に関する経過措置)**

2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程第65条の規定は、この規程の施行の日以後に本来支払われるべき支給日が到来する給与について適用し、同日より前に支給日が到来した給与については、なお従前の例による。

**附 則 (令和3.3.31 規程 39)**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則 (令和4.3.31 規程 388)**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則 (令和4.9.30 規程 621)**

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

**附 則 (令和5.2.28 規程 15)**

**(施行期日)**

1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。

2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1から別表第4まで、附則別表第1及び附則別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。

3 前項の規定は、令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

**(給与の内払)**

4 この規程による改正前の公立大学法人大阪教職員給与規程の規定に基づいて令和4年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**(清算日)**

5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和5年3月17日とする。

**附 則 (令和5.3.31 規程 120)**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則 (令和5.12.20 規程 223)**

**(施行期日)**

1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1から別表第4まで、附則別表第1及び附則別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 前項の規定は、令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

**(給与の内払)**



4 この規程による改正前の公立大学法人大阪教職員給与規程の規定に基づいて令和5年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和6年1月17日とする。

別表第1 一般職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級
1	168,400	240,800	267,900	348,200
2	169,500	242,400	269,400	350,500
3	170,600	243,900	270,900	352,700
4	171,700	245,400	272,300	355,100
5	172,800	246,900	273,700	357,400
6	173,900	248,200	275,500	359,700
7	175,000	249,500	277,300	361,900
8	176,100	250,800	279,100	364,200
9	177,200	252,000	280,800	366,400
10	178,600	253,400	282,700	368,600
11	179,900	254,800	284,600	370,700
12	181,200	256,200	286,400	372,900
13	182,200	257,500	288,200	375,100
14	183,600	259,000	290,200	377,300
15	185,000	260,500	292,100	379,400
16	186,400	261,900	294,000	381,600
17	187,400	263,300	296,000	383,900
18	188,800	264,800	298,100	386,100
19	190,200	266,300	300,200	388,200
20	191,600	267,800	302,200	390,400
21	192,600	269,200	304,300	392,400
22	195,100	270,700	306,400	394,200
23	197,500	272,300	308,500	395,800
24	199,900	273,900	310,600	397,500
25	202,300	275,400	312,600	399,200
26	203,800	277,000	314,700	400,700
27	205,300	278,600	316,800	402,300
28	206,700	280,200	318,900	403,900
29	208,000	281,800	320,900	405,400
30	208,400	283,500	323,000	406,600
31	208,700	285,200	325,100	407,700
32	209,200	286,900	327,200	408,900
33	209,600	288,600	329,200	410,000

34	210,400	290,500	331,400	411,200
35	211,100	292,300	333,400	412,400
36	211,600	294,100	335,500	413,600
37	212,300	295,700	337,400	414,500
38	214,000	297,500	339,500	415,200
39	215,700	299,300	341,600	415,900
40	217,200	301,100	343,700	416,600
41	218,900	302,900	345,600	417,300
42	220,500	304,600	347,600	418,000
43	222,100	306,200	349,600	418,600
44	223,700	307,900	351,600	419,000
45	225,200	309,600	353,500	419,500
46	226,800	311,300	355,400	419,800
47	228,400	313,000	357,300	420,000
48	229,900	314,700	359,200	420,200
49	231,400	316,000	360,900	420,400
50	233,000	317,600	362,400	420,600
51	234,600	319,200	363,900	420,800
52	236,100	320,800	365,400	421,000
53	237,600	322,400	366,700	421,200
54	239,000	324,000	367,800	421,400
55	240,400	325,600	368,900	421,600
56	241,800	327,100	370,000	421,800
57	243,200	328,500	370,900	422,000
58	244,400	329,500	372,000	422,200
59	245,600	330,500	373,100	422,400
60	246,800	331,400	374,200	422,600
61	247,900	332,100	375,000	422,800
62	249,100	333,000	375,700	423,000
63	250,200	333,900	376,300	423,200
64	251,300	334,700	377,000	423,400
65	252,400	335,300	377,300	423,600
66	253,600	336,000	378,000	423,800
67	254,700	336,800	378,700	424,000
68	255,800	337,600	379,300	424,200

69	256,900	338,300	379,600	424,400
70	258,000	339,000	380,300	424,600
71	259,200	339,700	381,000	424,800
72	260,300	340,400	381,700	425,000
73	261,400	340,700	382,300	425,200
74	262,500	341,300	383,000	
75	263,700	341,900	383,700	
76	264,800	342,500	384,400	
77	265,900	342,800	384,600	
78	267,000	343,300	385,000	
79	268,200	343,800	385,300	
80	269,300	344,300	385,600	
81	270,400	344,700	385,900	
82	271,600	345,200	386,200	
83	272,700	345,600	386,500	
84	273,800	346,100	386,800	
85	274,900	346,300	387,200	
86	275,900	346,800	387,500	
87	277,200	347,200	387,900	
88	278,500	347,700	388,300	
89	279,800	348,000	388,500	
90	280,900	348,500	388,700	
91	282,000	349,000	388,900	
92	283,100	349,500	389,100	
93	284,200	349,700	389,300	
94	285,200	350,000	389,500	
95	286,200	350,500	389,700	
96	287,200	351,000	389,900	
97	288,200	351,200	390,100	
98	289,000	351,600	390,300	
99	289,900	352,000	390,500	
100	290,800	352,200	390,700	
101	291,700	352,400	390,900	
102	292,600	352,600		
103	293,400	352,800		

104	294,200	353,000		
105	295,000	353,300		
106	295,500	353,500		
107	296,000	353,700		
108	296,500	353,900		
109	296,900	354,100		
110	297,500	354,300		
111	297,900	354,500		
112	298,300	354,700		
113	298,700	354,900		
114	299,100			
115	299,600			
116	299,900			
117	300,200			
118	300,500			
119	300,900			
120	301,300			
121	301,700			
122	302,100			
123	302,500			
124	302,900			
125	303,200			
126	303,600			
127	304,000			
128	304,400			
129	304,700			
130	305,100			
131	305,300			
132	305,500			
133	305,700			
134	305,900			
135	306,100			
136	306,300			
137	306,500			
138	306,700			

139	306,900			
140	307,100			
141	307,300			
142	307,500			
143	307,700			
144	307,900			
145	308,100			
再雇用	232,200	250,000	272,700	297,700

備考：この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第2 一般職給料表(2)

号給	1級	2級	3級
1	155,100	249,500	293,700
2	156,000	251,000	295,600
3	157,100	252,500	297,500
4	158,000	254,000	299,400
5	159,000	255,400	301,300
6	160,100	256,700	303,100
7	161,100	257,900	305,000
8	162,100	259,100	307,000
9	163,000	260,300	308,800
10	164,000	261,400	310,500
11	165,000	262,600	312,200
12	166,200	263,600	313,800
13	167,000	264,600	315,600
14	168,100	265,700	317,100
15	169,100	266,800	318,700
16	170,100	267,900	320,300
17	171,300	268,900	321,800
18	172,500	270,000	323,400
19	173,800	271,100	324,900
20	175,000	272,100	326,500
21	175,700	273,100	328,000

22	176,900	274,200	329,600
23	178,100	275,400	331,200
24	179,200	276,500	332,700
25	180,200	277,300	334,200
26	181,500	278,400	335,600
27	182,800	279,400	337,100
28	184,000	280,500	338,500
29	185,200	281,500	339,800
30	186,500	282,700	341,100
31	187,700	283,700	342,500
32	188,900	284,800	343,800
33	190,100	285,600	345,100
34	191,500	286,700	346,300
35	192,600	287,700	347,600
36	193,600	288,900	348,800
37	194,600	289,700	350,000
38	195,900	290,500	351,000
39	197,100	291,400	352,100
40	198,100	292,200	353,300
41	199,100	293,000	354,200
42	200,100	293,900	355,200
43	201,100	294,700	356,200
44	202,100	295,500	357,100
45	203,100	296,300	357,800
46	204,100	297,100	358,600
47	205,100	297,900	359,400
48	206,100	298,800	360,100
49	207,000	299,600	360,900
50	208,000	300,400	361,700
51	209,000	301,200	362,500
52	209,900	302,100	363,400
53	210,800	302,900	364,000
54	211,800	303,700	364,700
55	212,800	304,600	365,400
56	213,700	305,400	366,100

57	214,600	306,200	366,700
58	215,600	307,100	367,400
59	216,600	307,900	367,900
60	217,500	308,700	368,600
61	218,400	309,500	369,000
62	219,400	310,300	369,400
63	220,400	311,100	369,900
64	221,300	311,900	370,400
65	222,200	312,800	370,700
66	223,200	313,600	371,100
67	224,200	314,400	371,600
68	225,100	315,300	372,000
69	226,000	316,000	372,300
70	227,000	316,800	
71	228,000	317,700	
72	228,900	318,500	
73	229,800	319,200	
74	230,800	320,000	
75	231,800	320,800	
76	232,700	321,600	
77	233,600	322,400	
78	234,700	323,200	
79	235,800	324,000	
80	236,800	324,800	
81	237,400	325,600	
82	238,400	326,400	
83	239,300	327,200	
84	240,200	328,100	
85	241,100	328,800	
86	242,100	329,600	
87	243,100	330,400	
88	244,000	331,300	
89	244,800	332,000	
90	245,900	332,800	
91	246,900	333,700	



92	247,900	334,500	
93	248,500	335,200	
94	249,500	336,000	
95	250,400	336,900	
96	251,300	337,700	
97	252,200	338,300	
98	253,200	339,100	
99	254,000	339,900	
100	255,000	340,700	
101	255,700	341,300	
102	256,600	342,100	
103	257,500	342,800	
104	258,300	343,500	
105	258,800	344,300	
106	259,400	345,000	
107	259,900	345,700	
108	260,500	346,400	
109	260,900	347,100	
110	261,400	347,600	
111	261,900	348,100	
112	262,400	348,600	
113	262,900	349,100	
114	263,300	349,500	
115	263,700	350,100	
116	264,200	350,600	
117	264,600	351,000	
118	265,000		
119	265,400		
120	265,800		
121	266,200		
122	266,600		
123	267,000		
124	267,300		
125	267,800		
126	268,200		

127	268,600		
128	269,000		
129	269,400		
130	269,800		
131	270,200		
132	270,600		
133	270,900		
134	271,200		
135	271,600		
136	272,100		
137	272,300		
138	272,600		
139	273,000		
140	273,400		
141	273,700		
142	274,100		
143	274,500		
144	274,900		
145	275,100		
146	275,500		
147	275,900		
148	276,300		
149	276,500		
150	276,900		
151	277,300		
152	277,700		
153	277,900		
154	278,300		
155	278,700		
156	279,100		
157	279,300		
158	279,700		
159	280,100		
160	280,500		
161	280,700		

162	281,100		
163	281,500		
164	281,900		
165	282,100		
166	282,500		
167	282,900		
168	283,300		
169	283,500		
170	283,900		
171	284,300		
172	284,600		
173	284,900		
174	285,300		
175	285,700		
176	286,100		
177	286,300		
178	286,700		
179	287,100		
180	287,500		
181	287,700		
182	288,100		
183	288,500		
184	288,900		
185	289,100		
再雇用	232,200	250,000	272,700

備考：この給料表は、技能職員に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第3 教育職給料表

号給	1級	2級	3級	4級
1	242,900	298,900	347,000	431,300
2	245,000	301,800	350,500	433,300
3	247,000	304,700	354,000	435,500
4	248,900	307,600	357,600	437,600

5	250,700	310,500	360,100	439,500
6	252,700	313,400	363,100	442,100
7	254,700	316,300	366,100	444,600
8	256,600	319,100	369,100	447,200
9	258,500	321,500	371,900	450,000
10	260,700	324,300	374,700	452,400
11	262,900	327,100	377,400	454,800
12	265,000	329,900	380,100	457,300
13	267,100	332,400	382,800	459,700
14	270,100	335,000	385,100	462,100
15	273,000	337,600	387,400	464,700
16	275,200	339,700	389,600	467,200
17	276,200	342,000	391,800	468,900
18	278,500	344,200	393,900	471,300
19	280,900	346,300	395,900	473,700
20	283,700	348,400	397,900	476,100
21	287,200	350,300	399,800	478,000
22	290,800	352,400	401,700	480,300
23	294,500	354,500	403,600	482,300
24	297,800	356,600	405,400	484,400
25	300,500	358,100	407,200	486,200
26	303,200	360,300	408,900	488,300
27	305,900	362,100	410,500	490,400
28	308,600	364,000	412,400	492,400
29	311,300	365,900	414,400	494,400
30	313,700	367,900	416,300	496,600
31	316,100	369,800	418,000	498,700
32	318,400	371,700	419,800	500,800
33	320,700	373,600	421,600	502,600
34	322,700	375,600	423,400	504,600
35	324,700	377,500	425,200	506,600
36	326,600	379,400	427,000	508,700
37	328,500	381,300	428,800	510,800
38	330,500	383,300	430,300	512,600
39	332,500	385,200	431,800	514,300

40	334,400	387,100	433,400	516,100
41	336,300	389,000	435,100	518,000
42	337,200	390,900	436,600	519,900
43	338,300	392,800	438,000	521,700
44	339,500	394,600	439,600	523,600
45	340,400	396,400	441,300	525,300
46	341,500	398,200	442,700	526,800
47	342,500	400,000	444,100	528,500
48	343,400	401,800	445,800	530,000
49	344,300	403,500	447,300	531,700
50	345,400	405,100	448,200	533,200
51	346,400	406,600	449,200	534,600
52	347,300	408,100	450,200	536,200
53	348,200	409,600	451,400	537,600
54	349,200	411,200	452,400	538,900
55	350,100	412,500	453,100	540,100
56	350,900	414,000	454,100	541,600
57	351,700	415,700	455,000	543,000
58	352,400	417,200	456,000	543,900
59	353,200	418,700	456,800	544,700
60	354,200	420,100	457,700	545,600
61	355,200	421,500	458,600	546,500
62	356,100	422,900	459,600	547,000
63	357,000	424,400	460,500	547,500
64	357,800	425,900	461,500	548,000
65	358,600	427,300	462,500	548,300
66	359,500	428,200	463,500	548,700
67	360,300	429,400	464,400	549,100
68	361,100	430,500	465,400	549,500
69	361,900	431,600	466,100	549,900
70	362,800	432,300	466,900	550,600
71	363,600	433,100	467,700	550,800
72	364,400	433,900	468,600	550,900
73	365,200	434,700	469,600	551,000
74	366,100	435,500	470,200	551,900

75	366,900	436,100	470,900	552,700
76	367,700	436,800	471,600	553,600
77	368,500	437,700	472,400	554,500
78	369,400	438,300	472,700	555,400
79	370,200	438,800	473,000	556,400
80	371,000	439,300	473,300	557,200
81	371,800	439,700	473,500	558,100
82	372,700	440,200	473,700	
83	373,500	440,600	473,900	
84	374,300	441,200	474,100	
85	375,100	441,500	474,200	
86	375,700	442,000	474,300	
87	376,400	442,500	474,400	
88	377,100	443,000	474,500	
89	377,900	443,300	474,600	
90	378,300	443,800	474,700	
91	378,800	444,400	474,800	
92	379,400	444,900	474,900	
93	379,900	445,300	475,000	
94	380,200	445,800	475,100	
95	380,600	446,200	475,200	
96	381,100	446,600	475,300	
97	381,200	446,800	475,400	
98	381,600	446,900	475,900	
99	382,000	447,000	476,500	
100	382,400	447,100	477,200	
101	383,000	447,300	477,700	
102	383,400	447,400	478,300	
103	383,900	447,500	478,800	
104	384,400	447,600	479,300	
105	384,800	448,000	479,800	
106	385,300	448,300	480,500	
107	385,800	448,400	481,200	
108	386,300	448,500	481,800	
109	386,500	448,600	482,300	

110	387,000	448,700	483,000	
111	387,500	448,800	483,600	
112	388,000	448,900	484,200	
113	388,400	449,000	484,700	
114	388,900	449,100		
115	389,400	449,200		
116	389,900	449,300		
117	390,400	449,400		
118	390,900	449,500		
119	391,400	449,800		
120	391,900	449,900		
121	392,100	450,000		
122	392,300	450,100		
123	392,500	450,200		
124	392,800	450,700		
125	392,900	451,200		
126	393,000	451,700		
127	393,200	452,100		
128	393,400	452,700		
129	393,600	453,200		
130	393,700	453,700		
131	393,800	454,200		
132	393,900	454,700		
133	394,000	455,200		
134	394,100	455,600		
135	394,200	456,000		
136	394,300	456,400		
137	394,400	456,800		
138	394,500	457,300		
139	394,600	457,800		
140	394,700	458,300		
141	394,800	458,900		
142	394,900			
143	395,000			
144	395,100			

145	395,200			
146	395,400			
147	395,900			
148	396,400			
149	396,700			
150	397,200			
151	397,600			
152	398,100			
153	398,500			
154	399,000			
155	399,500			
156	399,900			
157	400,300			
158	400,800			
159	401,300			
160	401,700			
161	402,100			
162	402,600			
163	403,100			
164	403,600			
165	404,000			
166	404,500			
167	405,000			
168	405,500			
169	405,900			
170	406,300			
171	406,800			
172	407,300			
173	407,800			
174	408,300			
175	408,800			
176	409,300			
177	409,700			

備考：この表は、教員（教授、准教授、講師、助教である者をいう。）に適用する。



別表第4 看護職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	203,100	272,600	318,300	352,900	399,100	434,500
2	205,300	274,100	319,500	354,000	399,900	435,300
3	208,000	275,500	320,600	355,000	400,600	436,000
4	210,400	277,000	321,800	356,000	401,300	436,700
5	212,800	278,400	322,900	357,100	402,000	437,500
6	215,300	279,900	324,000	358,100	402,800	438,200
7	217,500	281,400	325,200	359,100	403,500	438,900
8	218,800	282,800	326,300	360,200	404,200	439,600
9	220,300	284,300	327,500	361,200	404,900	440,400
10	221,800	285,700	328,600	362,300	405,700	441,100
11	223,400	287,200	329,800	363,300	406,400	441,800
12	225,000	288,600	330,900	364,300	407,100	442,500
13	226,500	290,100	332,000	365,400	407,900	443,300
14	228,100	291,500	333,200	366,400	408,600	444,000
15	229,600	293,000	334,300	367,500	409,300	444,700
16	231,200	294,400	335,500	368,500	410,000	445,500
17	232,700	295,900	336,600	369,500	410,800	446,200
18	234,300	297,400	337,200	370,600	411,500	446,900
19	235,900	298,800	337,900	371,600	412,200	447,600
20	237,400	300,300	338,500	372,600	412,900	448,400
21	239,000	301,700	339,100	373,700	413,700	449,100
22	240,500	302,400	339,700	374,700	414,400	449,800
23	242,100	303,200	340,300	375,800	415,100	450,500
24	243,700	303,900	341,000	376,800	415,900	451,300
25	245,200	304,600	341,600	377,800	416,600	452,000
26	246,800	305,300	342,200	378,900	417,300	452,700
27	248,300	306,100	342,800	379,900	418,000	453,500
28	249,900	306,800	343,500	381,000	418,800	454,200
29	251,400	307,500	344,100	382,000	419,500	454,900
30	253,000	308,300	344,700	382,500	420,200	455,600
31	254,600	309,000	345,300	383,000	420,900	456,400
32	256,100	309,700	346,000	383,600	421,700	457,100

33	256,800	310,400	346,600	384,100	422,400	457,800
34	257,600	310,900		384,600	423,100	458,500
35	258,300	311,300		385,100	423,900	459,300
36	259,000	311,700		385,600	424,600	460,000
37	259,800	312,100		386,200	425,300	460,700
38	260,500	312,500		386,700	426,000	461,400
39	261,200	312,900		387,200	426,800	462,200
40	261,900	313,300		387,700		462,900
41	262,700	313,800		388,200		463,600
42	263,400	314,200		388,700		464,400
43	264,100	314,600		389,300		465,100
44	264,800	315,000		389,800		465,800
45	265,300	315,400		390,300		466,500
46	265,700	315,800		390,800		467,300
47	266,100	316,300		391,300		468,000
48	266,500	316,700		391,900		468,700
49	266,900	317,100		392,400		469,400
50	267,300					470,200
51	267,800					470,900
52	268,200					471,600
53	268,600					472,400
54	269,000					
55	269,400					
56	269,800					
57	270,200					
58	270,700					
59	271,100					
60	271,500					
再雇用	234,700	234,700	234,700	262,700	286,100	309,300

備考：この表は、看護師に適用する。

再雇用職員にあっては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第5 給料の調整額

適用される給料表	教職員	支給額
----------	-----	-----

一般職給料表(1)	(1) 管理区域(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第1条第1号に定める管理区域をいう。以下同じ。)内において、施設の点検又は保守の業務に直接従事することを常例とする技師のうち、理事長が特に認める者	12,900円
	(2) 管理区域に業務上立ち入る職員のうち、理事長が特に認める者	8,600円
教育職給料表	(1) 大学院研究科を担当する教授、准教授又は講師(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院博士後期課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事する大学院担当教員のうち別に定める者	4級 46,200円 3級 40,200円 2級 38,100円
	(2) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者((1)に掲げる者を除く)	4級 30,800円 3級 26,800円 2級 25,400円
	(3) 国際基幹教育機構における大学院共通教育科目を担当する教授、准教授又は講師(以下「大学院共通教育科目担当教員」という。)のうち、博士後期課程の大学院共通教育科目を担当し、別に定める要件に該当する者	
	(4) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)のうち、別に定める要件に該当する者	4級 15,400円 3級 13,400円 2級 12,700円
	(5) 大学院共通教育科目担当教員((3)に掲げる者を除く。)のうち、別に定める要件に該当する者	
	(6) 大学院研究科に在学する学生の指導	1級 11,100円

	に常時従事する助教のうち、別に定める要件に該当する者	
(7)	管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が1級であり、かつ理事長が特に認める者	27,750円
(8)	管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が2級であり、かつ理事長が特に認める者	31,750円
(9)	管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が3級であり、かつ理事長が特に認める者	33,500円
(10)	管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が4級であり、かつ理事長が特に認める者	38,500円
(11)	医学部附属病院において、感染症又は結核の予防救治に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員のうち中央臨床検査部、放射線科又は放射線治療科に勤務する者（課長級以上の職であるものを除く。）	10,800円
(12)	医学部附属病院において、(11)に掲げる以外の診療等の業務に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員	8,100円

別表第6 管理職手当

(1)大阪公立大学

組 織	職	区 分
	副学長	1種
	特命副学長	2種
	学長補佐	5種
	学長特別補佐	6種
研究院	研究院長	2種
	副研究院長	4種
学部	学部長	2種
	副学部長	4種
現代システム科学域	学域長	2種
	副学域長	4種
大学院研究科	研究科長	2種
	副研究科長	4種
国際基幹教育機構	機構長	2種
	副機構長	4種
	高等教育研究開発センター長	6種
	教職センター長	6種
	高度人材育成推進センター長	6種
	国際教育センター長	6種
研究推進機構	機構長	2種
	副機構長	4種
	協創研究センター長	6種
	生産技術センター長	4種
	人工光合成研究センター長	3種
	放射線研究センター長	4種
	生物資源開発センター長	6種
	BNCT 研究センター長	6種
	附属植物園長	4種
	都市健康・スポーツ研究センター長	4種
図書館機構	機構長	2種

	副機構長	4種
	杉本図書館長	2種
	杉本副図書館長	4種
	中百舌鳥図書館長	4種
	阿倍野医学図書館長	4種
教育推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
入試推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
学術研究推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
社会連携推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
国際化推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
農学部附属教育研究フィールド	フィールド長	4種
獣医学部附属獣医臨床センター	センター長	4種
医学部附属刀根山結核研究所	研究所長	3種
医学部附属病院	病院長	1種
	副院長	2種
	病院長補佐	3種
	医療安全センター長	3種
	部長	4種
	センター長（医療安全センター長を除く。）	4種
	室長	4種
基金推進室	室長	5種
万博市民連携推進室	室長	5種
大阪関西 EXPO パビリオン出展推進室	室長	5種
環境マネジメント推進室	室長	5種
カーボンニュートラル達成に貢献する大学等 等コアリション推進室	室長	5種
ダイバーシティ推進室	室長	5種
データ利活用推進室	室長	5種
ICT 推進室	室長	5種

教育戦略室	室長	5種
アドミッションセンター	センター長	5種
研究戦略室	室長	5種
女性研究者支援室	室長	5種
国際戦略センター	センター長	5種
情報基盤センター	センター長	4種
情報セキュリティセンター	センター長	4種

(2)大阪府立大学

組 織	職	区 分
	副学長	1種
	特命副学長	2種
	学長補佐	5種
	学長特別補佐	6種
学域	学域長	2種
	副学域長	4種
大学院研究科	研究科長	2種
	副研究科長	4種
高等教育推進機構	機構長	2種
	副機構長	4種
研究推進機構	機構長	2種
	副機構長	4種
教育推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
学術研究推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
社会連携推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
国際化推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種

(3)大阪市立大学

組 織	職	区 分
	副学長	1種
	特命副学長	2種

	学長補佐	5種
	学長特別補佐	6種
学部	学部長	2種
	副学部長	4種
大学院研究科	研究科長	2種
	副研究科長	4種
教育推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
学術研究推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
社会連携推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
国際化推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種